

セミナー参加のお礼

セミナー出席者各位

先日は平成 18 年度前期セミナーに出席下さいまして有難うございました。

税制改正は「早い情報、早い対応」をモットーにした情報提供であります。
今年は「テキストを徹底的に解り易く」を念頭に、図解式にてご提供致しました。
(ページ数は倍になりましたが…)

セミナーでお話した通り、税制は経済の動きと敏感に連動しています。

【不景気 → 減税、好景気 → 増税 のシナリオです】

毎年、情報を入力し続け、「それ本当かな?」「なるほどそうなのか」とアンテナを立てている人がその変化や未来を予測できるものと思っています。

今年の企業関連税制は次の 6 つがポイントです。

- ①同族会社社長の役員報酬を一部法人税の対象とする (損金不算入といいます)
- ②予め定めた要件を満たす場合のみ、役員賞与に法人税は課税しない
(本来は課税になる)
- ③同族会社の留保金課税制度の見直し
- ④交際費の内、1 人当 5 千円以下は課税対象から除く
- ⑤試験研究費の費用を税額控除し、支払う税金を少なくする
(教育投資の費用も同じです。)
- ⑥少額減価償却資産の支払時全額費用処理の見直し

税制改正以外は、今年 5 月に新会社法が施行され、1 円株式会社が簡単に作れるようになります。

又、人口減少が始まりました。団塊世代定年マーケット (マンションバブル)、ペット産業等の癒し系マーケットが伸びるなど、消費動向が大きく変わろうとしています。

人口減少を出生数より見ると	昭和 22 年生 (59 歳) =268 万人、 平成 16 年生 (2 歳) =119 万人
ペット産業をペット世帯数より見ると	平成 15 年調査 犬飼育世帯率 22%

昨年と同じことの提案になりますが、

- ①不透明な時こそ経営計画を作り、月々チェックする
- ②このことは基本中の基本です
- ③企業規模に関係ありません

私の事務所では、経営計画の策定について積極的に取り組んでいます。ご要望がありましたらご連絡下さい。

又、今回のセミナーアンケートでご要望のありましたことを、事務所の事業計画に取り入れ（例えば、社長勉強会や経理幹部社員養成講座）、皆様の役に立ち、皆様から強く必要とされ続ける事務所を目指して参ります。

今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

平成18年2月10日

税理士 森 富幸

セミナーについてご要望、ご確認事項がありましたら、遠慮なくご連絡下さい。
セミナーテキストは実はかなりの時間をかけて作成しています。是非ご活用ください。

お願い

皆様のお知り合いの方で、税務・会計等でお困りの方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介をお願い致します。
紹介頂いた方には御礼を申し上げます。

私のお気に入りの言葉

社長は神さまではないから、
激変する企業環境の中で、
わが社の三年先すら正確には予測できない。
しかしわが社の五年・十年先の未来像を、
**絶えず絶えず考えつづけていると、
考えようとしなかった社長とでは、
格段の業績差がつくのである。**